

＜認定ルール運用状況一覧＞

地域まちづくり組織名 横浜金沢産業連絡協議会

地域まちづくりルール名 金沢産業団地土地使用協定

ルールの認定日 平成22年3月25日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要用途	用途 （1）まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない（の条1項） （2）神社、寺院、教会その他これらに類するもの（の条2項） （3）カラオケボックス等これに類するもの（の条3項） （4）その他本協定の方針に明らかに反するもの（の条4項）	意匠 建築してはならないもの （1）まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない（の条1項） （2）神社、寺院、教会その他これらに類するもの（の条2項） （3）カラオケボックス等これに類するもの（の条3項） （4）その他本協定の方針に明らかに反するもの（の条4項）	設備 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積み避ける等、周辺の換業環境保全に努めなければならない。（の条）
1	① 22.6.3 ② 22.6.3	1 建築（増築）	倉庫の増築  (配慮事項)なし	-	-
2	① 22.6.25 ② 22.6.28	1 建築（新築）	火災後、事務所・倉庫の新築  (配慮事項)なし	-	-
3	① 22.9.17 ② 22.9.21	4 工作物の建設	アンテナ基地局設置  (配慮事項)なし	-	-
4	① 22.11.9 ② 22.11.10	1 建築（増築）	託児・保育施設  (配慮事項)なし	-	-
5	① 22.12.1 ② 22.12.3	1 建築（増築）	倉庫 材料、資材置き場  (配慮事項)なし	-	-
6	① 22.12.3 ② 22.12.7	1 建築（新築）	菓子製造工場  (配慮事項)なし	-	-
7	① 22.12.1 ② 22.12.17	1 建築（増築）	備長炭等炭用器具の保管倉庫  (配慮事項)なし	-	-
8	① 23.1.8 ② 23.1.19	1 建築（改築）	一般産業機械装置の製造工場  (配慮事項)なし	-	-
9	① 23.2.1 ② 23.2.2	1 建築（改築）	硝子、瓶、鉄屑のリサイクル・中間処理施設工場  (配慮事項)なし	-	-
10	① 23.2.4 ② 23.2.9	1 建築（改築）	化粧箱等の組み立て工場  (配慮事項)なし	-	-

11	① 23. 2. 10	1 建築（新築）	/	輸出入貨物等の理化学試験、分析、検査事務所		試薬・飲料の排水に対して、貯蔵タンクの設置及び専門処理施設で処理
	② 23. 2. 14			(配慮事項)なし		
12	① 23. 3. 8	1 建築（改築一部解体）	/	建機置き場		建物の解体時に伴うアスベスト含有建材の飛散に対して、飛散防止養生シート使用
	② 23. 3. 9			(配慮事項)なし		
13	① 23. 4. 19	1 建築（増築）	/	工場・事務所の増築		
	② 23. 4. 20			(配慮事項)なし		
14	① 23. 6. 17	1 建築（増築）	/	研究所の増改築		
	② 23. 6. 23			(配慮事項)なし		

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 23 年 10 月 1 日から 23 年 12 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (9 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (9 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (9 条 4 項)	意匠 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の換業環境保全に努めなければならない。(2 条)	設備 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8 条)
1	① 23.12.19 ② 23.12.21	4 工作物の建設	ハイブリッド街路灯の設置  (配慮事項) なし		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 24 年 4 月 1 日から 24 年 6 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	ルールの詳細な規定 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(5 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8 条)
1	① 24.6.18 ② 24.6.21	1. 建築 (増築)	事務所・福利厚生施設の増築  (配慮事項) なし		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 24 年 7 月 1 日から 24 年 9 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(5 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8 条)
1	① 24.7.1 ② 24.7.12	1 建築 (増築)	自転車置場の増築 (配慮事項) なし		
2	① 24.8.7 ② 24.8.16	1 建築 (新築)	食品工場の新築 (配慮事項) なし		
3	① 24.8.9 ② 24.8.16	1 建築 (新築)	訓練センターの新築 (配慮事項) なし		
4	① 24.8.23 ② 24.8.27	1 建築 (新築)	テント倉庫の新築 (配慮事項) なし		
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 24 年 10 月 1 日から 24 年 12 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途 1	意匠 1	設備 1
1	① 24.10.11	1 建築(増築)	ソー発電設備の新設		
	② 24.10.18		(配慮事項)なし		
2	① 24.10.16	1 建築(新築)	工場・事務所の新築		
	② 24.11.5		(配慮事項)近隣企業と覚書あり		
3	① 24.12.10	1 建築(その他)	研究棟の外壁改修工事		
	② 24.12.14		(配慮事項)なし		
4	① 24.12.13	1 建築(増築)	更衣室、食堂、事務所の増築		
	② 24.12.19		(配慮事項)なし		
5	① 24.12.19	1 建築(新築)	店舗の新築		
	② 24.12.20		(配慮事項)なし		
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 25年 1月 1日から 25年 3月 31日 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (1条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6条4項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを行わない等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。 (1条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。 (8条)
1	① 25.2.6 ② 25.2.12	1 建築 (新築)	コンビニエンスストアの新設 (配慮事項) なし		
2	① 25.3.5 ② 25.3.8	1 建築 (増築)	事務所・駐車場の増築 (配慮事項) なし		
3	① 25.3.11 ② 25.3.13	1 建築 (新築)	食品工場の新築 (配慮事項) なし		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 25 年 4 月 1 日から 25 年 6 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途	用途 1 建築してはならないもの (一) まちづくり条例(第 10 条)第 1 項 設けない(第 11 条)第 1 項 (二) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(第 12 条)第 1 項 (三) カラオケボックス等これに類するもの(第 13 条)第 1 項 (四) その他本協定の方針に明らかに反するもの(第 14 条)第 1 項	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周辺の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不用途な野積みを避ける等、周辺の景観を維持保全に努めなければならない。(第 15 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、排水、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設けなければならない。(第 16 条)
1	① 25.4.18 ② 25.4.19	1 建築(増築)	倉庫の増築		
2	① 25.5.28 ② 25.6.5	1 建築(新築)	使用済みコーヒースの飼料化肥料のための混合施設		
3	① 25.6.4 ② 25.6.25	1 建築(新築)	菓子工場及び販売所		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



報告対象期日 25 年 7 月 1 日から 25 年 9 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ぱちんこ屋等を設けない (6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6条4項)	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積み进行を避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(2条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)	
1	① 25.8.25 ② 25.8.29	1 建築 (その他)		既存の建物の撤去  (配慮事項) なし		
2	① 25.8.30 ② 25.9.2	1 建築 (増築)		搬送用渡り廊下の設置		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 25 年 10 月 1 日から 25 年 12 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途 1	意匠 1	設備 1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(5 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8 条)
1	① 25.12.11 ② 25.12.16	1 建築 (新築)	菓子製造工場 本社事務所  (配慮事項) なし		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項    △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項    × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 26年 1月 1日から 26年 3月 31日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6条4項)		建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(7条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)
1	① 26.2.20 ② 26.2.25	1 建築 (増改築)		本社事務所 倉庫・物流施設 食品加工施設 (配慮事項) なし		
2	① 26.2.21 ② 26.2.25	1 建築 (その他)		更地化 コインパーキングの運営		
3	① 26.3.6 ② 26.3.7	4 工作物の建設		看板設置 (ポール建立)		
4	① 26.3.26 ② 26.3.28	1 建築 (新築)		事務所		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 26年 4月 1日から 26年 6月 30日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	建築してはならないもの (一) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6条1項) (二) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6条2項) (三) カラオケボックス等これに類するもの (6条3項) (四) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6条4項)	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(5条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)	
1	① 26.4.3 ② 26.4.7	1 建築 (増築)		倉庫の増築  (配慮事項) なし		
2	① 26.4.7 ② 26.4.17	1 建築 (増築)		コンテナ置き場		
3	① 26.6.5 ② 26.6.16	1 建築 (増築)		工場 倉庫		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地利用協定

報告対象期日 26 年 7 月 1 日から 26 年 9 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(2 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6 条)
1	① 26.8.27 ② 26.8.28	1 建築 (増改築)	工場・事務所  (配慮事項) なし		
2	① 26.9.9 ② 26.9.11	1 建造物の設置	夜間防犯対策として 街路灯 2 基設置		
3	① 26.9.16 ② 26.9.17	1 建築 (増築)	倉庫		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式(地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 26年 10月 1日から 26年 12月 31日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1)まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない(6条1項) (2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの(6条2項) (3)カラオケボックス等これに類するもの(6条3項) (4)その他本協定の方針に明らかに反するもの(6条4項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(2条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)
1	① 26.11.10 ② 26.11.19	1 建築(建替)	工場・倉庫・事務所  (配慮事項)なし		
2	① 26.12.1 ② 26.12.3	1 建築(建替)	事務所  (配慮事項)なし		
3	① 26.12.3 ② 26.12.8	1 建築(増改築)	本社事務所・研究施設を含む工場  (配慮事項)なし		
4	① 26.12.5 ② 26.12.4	1 建築(増改築)	工場  (配慮事項)なし		
5	① 26.12.22 ② 26.12.24	5 その他(外壁補修)	事務所・工場の外壁工事  (配慮事項)なし		
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式(地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 27年 1月 1日から 27年 3月 31日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途	建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばらんこ屋等を設けない(6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの(6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(6条4項)	社名看板の設置  (配慮事項)なし	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積み等を避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(6条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)
1	① 27.1.14 ② 27.1.19	4 工作物の建設				
2	① 27.1.14 ② 27.1.19	1 建築(増改築)		待機室及び倉庫  (配慮事項)なし		
3	① 27.1.19 ② 27.1.20	1 建築(建替)		コンビニエンスストア  近隣企業と覚書あり		
4	① 27.2.13 ② 27.2.17	1 建築(建替)		工場  (配慮事項)なし		
5	① 27.3.12 ② 27.3.12	4 工作物の建設		圧縮機 2 基、廃プラスチック減容機 1 基設置  (配慮事項)なし		
6						
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式(地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 27年 4月 1日から 27年 6月 30日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない(6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの(6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(6条4項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積み等を避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(5条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6条)
1	① 27.4.13 ② 27.4.15	1 建築(増築)	工場の増築  (配慮事項)なし		
2	① 27.6.10 ② 27.6.11	1 建築(増築)	倉庫の増築  (配慮事項)なし		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 27 年 7 月 1 日から 27 年 9 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	ルールの詳細な規定 建築してはならないもの (1) まあじゃん屋、ぱちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(6 条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6 条)
1	① 27.6.29 ② 27.7.16	1 建築 (増築)	工場・事務所の増築  (配慮事項) なし		
2	① 27.8.18 ② 27.8.19	1 建築 (新築)	工場・事務所の新築  (配慮事項) なし		
3	① 27.8.26 ② 27.8.28	4 工作物の建設	エアパック展開処理装置 1 台の増設  (配慮事項) なし		
4	① 27.8.31 ② 27.9.3	1 建築 (新築)	事務所の新築  (配慮事項) なし		
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 27 年 10 月 1 日から 27 年 12 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	ルールの詳細な規定 (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない(6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの(6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(6条4項)	建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない(6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの(6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(6条4項)	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積み避け等を、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(3条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)
1	① 27.9.24 ② 27.10.15	1 建築 (新築)		店舗の新築		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 28 年 1 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(6 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6 条)
1	① 28.2.10 ② 28.2.16	1 建築 (増築)	危険物保管倉庫の増築		
2	① 28.2.25 ② 28.2.26	1 建築 (建替)	既存研究施設老朽化のため、建替		
3	① 28.3.2 ② 28.3.3	4 工作物の建設	駐車場屋根付き増設		
4	① 28.2.29 ② 28.3.17	1 建築 (新築)	店舗の新築		
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式(地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地利用協定

報告対象期日 28 年 4 月 1 日から 28 年 6 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途		建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない(9条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(9条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの(9条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(9条4項)	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(3条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(8条)
1	① 28.4.5 ② 28.4.12	1 建築(その他)		更地化し、駐車場として使用  (配慮事項)なし		
2	① 28.4.21 ② 28.4.25	1 建築(増築)		休憩所等の増改築  (配慮事項)なし		
3	① 28.4.19 ② 28.4.25	1 建築(増築)		資材倉庫の増築  (配慮事項)なし		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式(地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 28 年 7 月 1 日から 28 年 9 月 30 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	用途	意匠	設備
				1	1	1
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途	建築してはならないもの (1) ままじゃん屋、ばちんこ屋等を設けない(6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(6条2項) (3) カラーボックス等これに類するもの(6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(6条4項)	敷地内の荷役作業場に屋根を設ける  (配慮事項)なし	建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積み等を避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(5条)	施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6条)
1	① 28.7.4 ② 28.7.6	1 建築(増築)				
2	① 28.8.3 ② 28.8.8	1 建築(増築)		倉庫の増築  (配慮事項)なし		
3	① 28.9.21 ② 28.9.26	1 建築(新築)		工場の建替  (配慮事項)なし		
4	① 28.8.2 ② 28.9.26	1 建築(増築)		倉庫、店舗の増築  (配慮事項)なし		
5	① 28.9.26 ② 28.9.29	1 建築(増築)		倉庫の増築  (配慮事項)なし		
6	① 28.9.28 ② 28.9.29	1 建築(新築)		倉庫の建替  (配慮事項)なし		
7						
8						
9						
10						

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 28 年 10 月 1 日から 28 年 12 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばらんこ屋等を設けない(9条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(9条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの(9条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの(9条4項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(9条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(9条)
1	① 28.10.7 ② 28.10.12	1 建築(新築)	工場の新築		
2	① 28.11.4 ② 28.11.7	1 建築(増築)	倉庫の増設		
3	① 28.11.18 ② 28.11.24	1 建築(新築)	工場の新築		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで ①

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6条4項)	意匠 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(2条)	設備 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6条)
1	① 31.4.15 ② 31.4.19	5 その他 (所有権)	現状のまま (配慮事項)なし		
2	① 31.4.25 ② R1.5.17	1 その他 (所有権)	工場等建替 (配慮事項)なし		
3	① R1.5.2 ② R1.5.20	1 建築 (増築)	移動通路・更衣室 (配慮事項)なし		
4	① R1.5.1 ② R1.5.31	5 その他 (賃借権)	現状のまま (配慮事項)なし		
5	① R1.6.1 ② R1.6.21	1 建築 (増築)	倉庫の増築 (配慮事項)なし		
6	① R1.6.28 ② R1.7.2	5 その他 (賃借権)	現状のまま (配慮事項)なし		
7	① R1.6.28 ② R1.7.2	1 建築 (増築)	渡り廊下の増築 (配慮事項)なし		
8	① R1.7.2 ② R1.7.22	1 その他 (所有権)	工場等建替 (配慮事項)なし		
9	① R1.7.18 ② R1.8.7	5 その他 (賃借権)	現状のまま (配慮事項)なし		
10	① R1.8.5 ② R1.8.8	5 その他 (賃借権)	現状のまま (配慮事項)なし		

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで ②

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(6 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6 条)
11	① R1. 10. 8 ② R1. 10. 28	1 建築 (増築)	倉庫の建替  (配慮事項) なし		
12	① R1. 10. 8 ② R1. 10. 28	1 建築 (増築)	倉庫の建替  (配慮事項) なし		
13	① R1. 10. 8 ② R1. 10. 28	1 その他 (設備更新)	既存設備の更新  (配慮事項) なし		
14	① R1. 10. 29 ② R1. 11. 1	1 建築 (増築)	倉庫の新築  (配慮事項) なし		
15	① R1. 10. 29 ② R1. 11. 27	1 建築 (新築)	保育園の新築  (配慮事項) なし		
16	① R1. 12. 1 ② R1. 12. 5	5 その他 (所有権)	現状のまま  (配慮事項) なし		
17	① R1. 12. 16 ② R1. 12. 18	1 建築 (増築)	喫煙場所①の増築  (配慮事項) なし		
18	① R1. 12. 16 ② R1. 12. 18	1 建築 (増築)	喫煙場所②の増築  (配慮事項) なし		
19	① R1. 12. 19 ② R1. 12. 25	1 建築 (新築)	事務所の建替  (配慮事項) なし		
20	① R2. 1. 14 ② R2. 1. 21	1 その他 (設備更新)	既存設備の更新  (配慮事項) なし		

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで ③

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 1 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6 条 1 項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6 条 2 項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6 条 3 項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6 条 4 項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(6 条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6 条)
21	① R1.8.8 ② R1.9.5	5 その他 (所有権)	現状のまま  (配慮事項) なし		
22	① R2.1.29 ② R2.2.4	5 その他 (所有権)	現状のまま  (配慮事項) なし		
23	① R2.2.7 ② R2.2.12	1 建築 (増築)	建屋の塗装  (配慮事項) なし		
24	① R2.2.6 ② R2.2.7	5 その他 (賃借権)	現状のまま  (配慮事項) なし		
25	① R2.2.5 ② R2.2.13	1 建築 (増築)	倉庫の増築  (配慮事項) なし		
26	① R2.2.19 ② R2.2.28	1 建築 (新築)	倉庫の新築  (配慮事項) なし		
27	① R2.2.21 ② R2.3.4	1 建築 (増築)	工場等の増築  (配慮事項) なし		
28	① R2.3.4 ② R2.3.13	5 その他 (所有権)	現状のまま  (配慮事項) なし		
29	① R2.3.4 ② R2.3.13	5 その他 (所有権)	現状のまま  (配慮事項) なし		
30	① R2.3.6 ② R2.3.13	1 建築 (増築)	倉庫の増築  (配慮事項) なし		

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会

金沢産業団地土地使用協定

報告対象期日 平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで ④

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	意匠	設備
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	用途 建築してはならないもの (1) まあじやん屋、ばちんこ屋等を設けない (6条1項) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6条2項) (3) カラオケボックス等これに類するもの (6条3項) (4) その他本協定の方針に明らかに反するもの (6条4項)	意匠 1 建築物および工作物に意匠は、周囲の環境との調和を図るとともに、敷地内においても景観を著しく阻害する不意な野積みを避ける等、周辺の操業環境保全に努めなければならない。(2条)	設備 1 施設には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気及び公道の占拠等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。(6条)
31	① R1.8.8 ② R1.9.5	5 その他 (賃借権)	現状のまま  (配慮事項)		
32	① ②		  (配慮事項)		
33	① ②		  (配慮事項)		
34	① ②		  (配慮事項)		
35	① ②		  (配慮事項)		
36	① ②		  (配慮事項)		
37	① ②		  (配慮事項)		
38	① ②		  (配慮事項)		
39	① ②		  (配慮事項)		
40	① ②		  (配慮事項)		

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。